

これはどうなるの？教えてQ & A

このQ&Aは、2月1日現在の内容であり、今後、変更もあり得ることをあらかじめご了解願います。



H22年2月発行

《共通》

Q1 モデル対策の「モデル」って、どういう意味ですか？

平成23年度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、22年度は、モデル対策として実施するものです。

Q2 米、麦や大豆等、農産物検査を受けないと対象とならないのですか？

農産物検査の受検を要件とはしていません(加工用米は除く。)が、銘柄の市場評価や適正な表示を行うため、受検することが望ましいと考えています。

Q3 土地を借りて耕作していますが、対象となる者は地権者ですか耕作者ですか？

販売権を有する耕作者が対象となります。
なお、いわゆる「ヤミ小作」の場合は、対象となりませんので、正式に農業委員会を通して農地を借り入れることが必要です。

《水田利活用自給力向上事業》



Q4 畑地で作付けされた作物は対象となりますか？

モデル対策は、水田農業にてこ入れが目的であり、畑地は対象となりません。

Q5 捨て作りとはどういうことですか？

適切な肥培管理を行わず、収穫・販売を目的としない作り方です。
これを防止するため、出荷販売契約や販売伝票、作業日誌等により確認することとしています。(作物によって、確認内容は異なります。)

Q6 自家利用は対象となりますか？

基本的に、自家消費や自家利用は対象とはなりません。
ただし、WCS用稲や飼料用米については、畜産経営を行っていれば、自家利用計画を策定し承認を受けることにより対象となります。

Q7 二毛作助成は、二年三作の場合どのように取り扱うのですか？

例えば、稲作→麦→そばの二年三作の場合は、稲作が当年産、麦とそばを翌年産としてカウント(収穫年で整理)します。

《米戸別所得補償モデル事業》

Q8 水稲共済未加入の場合はどうなりますか？

水稲作付面積が30a以上であれば当然加入となり、水稲共済の加入が必要です。
なお、30a未満の水稲共済未加入者又は黒米等の共済未引受面積については、前年産の出荷・販売先との契約状況(全量までは求めません)を申告していただき対象となります。

Q9 「一律10a控除」とは、どういうことですか？

水稲共済加入者を基本とし、自家飯米分・縁故米分として一律10aを控除します。
なお、集落営農組織については、共済資格団体の場合は組織全体で10a控除、構成農家が個々に共済加入している場合は、構成農家個々で10a控除となります。

Q10 調整水田があればモデル対策の対象とならないと聞いたのですが？

自給率向上を図る観点から、調整水田等の不作付地(一筆単位)を持って生産数量目標を達成する農家は、不作付地の改善計画を市町村に提出し認定を受けることで対象となります。
なお、ほ場の一部が調整水田の場合は、作付面積確認依頼書等にその面積が明記されていれば改善計画の提出は不要です。



《その他加入申請等》

Q11 集落営農に一部の農地だけ参加しているのですが、この場合どうなりますか？

耕作している分それぞれ個人又は集落営農組織で加入できますが、農地が重複することがないようにしてください。

Q12 昨年まで水田経営所得安定対策に加入していたのですが、22年度はどうなるのですか？また、積立金は、どうなるのですか？

水田経営所得安定対策については、担い手へのメリット措置として22年度も継続します。
また、積立金については、継続加入の場合は22年度も積み立てることとなります。
なお、22年度に加入しない場合、これまでに積み立てた積立金は全額返戻となります。

Q13 具体的に加入申請はどうすればいいのですか？

申請期間は、4月1日から6月30日までとなっています。農政事務所(地域課)へ直接、若しくは、これまで取引のあるJA又は集荷業者を経由して提出も可能です。
申請用紙関係については、提出予定先までお尋ね下さい。

上記以外の質問や疑問点等については、福島農政事務所(地域課)、福島県農林事務所農業振興普及部(農業普及所)、市町村又はJA等までお問い合わせ下さい。

また、農林水産省ホームページでも、より詳しいQ&Aが掲載されていますので、そちらをご覧ください。
農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html)